

開催  
レポート

# 判例実務セミナー

～判例から学ぶ著作権法の基礎～

を開催  
しました

11月8日(金)、知財戦略アドバイザーの田島英行を講師として開催された「判例実務セミナー～判例から学ぶ著作権法の基礎～」の様子をお伝えします。

多数のコンテンツを自社のホームページに掲載しているにもかかわらず、著作権の認識は曖昧なまま……そんな企業も多いのではないのでしょうか。

その原因のひとつは、著作権は自然に発生する登録申請不要の権利なため、著作物として認められる物とそうでない物の境界線が普段はハッキリと見えないことにあるでしょう。また、一口に「著作権」と言っても、その中身は複製・伝達・加工などに関する支分権の束(複数の権利の集合)です。例えば、小説を著作者に無断で翻訳すれば「翻訳権(著作権法第二十七条)」の侵害になり、原著の著作者に許諾を得て翻訳した場合でも、翻訳した小説を無断で利用すれば「二次的著作物の利用に関する原作者の権利(同二十八条)」の侵害になります。異なる権利の侵害ですが、どちらも「著作権の侵害」という同じ言葉で言い表されるのです。

本セミナーでは様々な判例を通して、コンペで不採用となった企画案の著作権保護、実在の競走馬の名称が地裁と高裁ではパブリシティ権が認められたが最高裁では認められなかった理由などと、侵害された権利の解説をしました。

Q

他者が撮影した写真を元に絵を描き起こし、その絵を写真の撮影者には無断でポスターに使用した場合、著作権侵害になるでしょうか。

A

著作権侵害にあたりと判断された判例があります。この裁判では、絵の元になった写真の表現には創作性がある、すなわちこの写真が著作物であると認められました。そして、写真と絵の構図が同一であること、写真の創作的表現の特徴をポスターの絵からも感じ取れることなどから、絵は写真を翻案した(作り変えた)ものであると判断され、著作物を加工する権利である「翻案権」の侵害が認められました。

質疑応答では参加者から「人物写真に肖像権がどのように及ぶのか?」との質問がありました。「肖像権は基本的に人物の肖像にだけ権利が及びます。俳優や歌手、その他有名人には財産権としてのパブリシティ権があり、一般人にはプライバシー権として肖像が保護されています。従って個人として特定できるような写真を無断で公表された場合、パブリシティ権侵害の場合は損害賠償請求、プライバシー権侵害は精神的償いを訴えることが出来ます。過去の判例「街の人」肖像権侵害事件(東京地裁平成17年9月27日)では一般人の肖像権侵害が認められています。人物写真の取扱いには注意しましょう。」と田島アドバイザー。

締めくくりには参加者から拍手が沸くなど、満足度の高さがうかがえるセミナーでした。

東京都知的財産総合センターでは知的財産に関する無料セミナーを毎月開催しています。皆様のご参加をお待ちしております。



問い合わせ先

東京都知的財産総合センター

TEL 03-3832-3656 E-mail chizai@tokyo-kosha.or.jp

公社トップページ → 研修・セミナー・講習会のお知らせ